

税の申告に利用できる証明

国民健康保険税・介護保険料・
後期高齢者医療保険料

□座振替を利用している人

納付額通知書

納付書で納めている人

令和6年中の領収印がある領収書、または納付額通知書

年金から特別徴収されている人

公的年金の源泉徴収票、または納付額通知書

※納付額通知書は、1月17日(金)に郵送済

国民年金保険料

令和6年中に納付した国民年金保険料控除証明書(令和6年10月25日～11月上旬に日本年金機構から郵送)

※初めて保険料を納付した日が昨年10月1日以降の人は、2月上旬に郵送

固定資産税(不動産収入がある人)
令和6年度固定資産税・都市計画税の課税資産明細書

領収証書などを紛失した人へ

領収証書や課税資産明細書を紛失したときは、納付額通知書などを市役所で交付します(国民年金保険料を除く)。

●問い合わせ先

◆市県民税と申告

市税課市民税担当

☎(580)1828

◆国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付額

納税課納税管理担当

☎(580)1832

◆固定資産税

市税課固定資産税担当

☎(580)1829

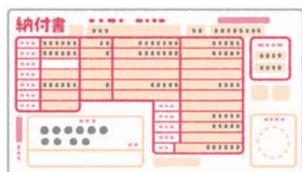
◆国民年金保険料

日本年金機構

☎0570(003)004

南福岡年金事務所

☎(552)6112



市役所での確定申告について

●対象者 次の全てに当てはまる人

◆令和7年1月1日現在で、市内に居住し、かつ70歳以上

◆所得が次のいずれか

①公的年金のみ②給与のみ③

公的年金と給与のみ

※70歳以上であっても、次の所得がある人は、市役所では受け付けできません。

◆報酬に係る雑所得(シルバー人材センターなど)

◆保険契約による個人年金に係る雑所得

◆保険契約の満期や解約に伴う一時所得

◆上場株式等の配当所得や譲渡所得

●期間 2月17日(月)～27日(木)(土・日曜日、祝日を除く)

●時間 午前9時～午後3時半

●会場 市役所新館3階 322会議室

●年金申告不要制度について

次の全てに当てはまる場合は、確定申告は不要です。

◆公的年金等の収入金額が40万円以下

◆公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下



確定申告は、自宅からe-Taxで送信!

スマートフォン・パソコンで自宅から確定申告を作成・送信できます。

作成コーナー

検索

